

# 大田区社会教育関係団体 登録のしおり

## 大田区社会教育関係団体登録制度とは



©大田区

技術の習得や知識を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くしたりするために  
行われる、学習、文化、スポーツ等の活動（社会教育に関する事業）を行う  
ことを主な目的とし、自主的に運営を行っている団体を登録する制度です。

社会教育関係団体の主体的な活動及び地域に開かれた活動を支援すること  
で、他団体や区民、地域とつながるきっかけをつくります。

## 登録情報の公開について

団体の情報は、生涯学習ウェブサイト、区ホームページ及び閲覧用名簿で公開します（団体所在地、「公開不可」を選択した情報及び会員名簿を除く）。

なお、公開された情報については、社会教育関係団体の見学・入会、社会教育関係団体間の交流等生涯学習を目的とした方による使用以外は認められません。



©大田区

## 登録区分

少年育成団体	団体の活動目的が少年の健全育成に資することで、 <u>会員が小中学生のみで構成されているもののうち、世話人、指導者（外部の者を含む。）等に対して報酬、謝礼等が支払われていないもの。</u>
少年団体	会員の3分の2以上が満15歳以下で構成されているもので、少年育成団体に属さないもの。
一般団体	少年育成団体及び少年団体のいずれにも属さないもの。

# 1 登録の要件

次の(1)～(3)のすべてに該当する場合、登録ができます。

(1) 公の支配に属しない団体であること

(2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主な目的とし、以下の行為を行わないもの。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類する行為

イ 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の行為

エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する行為

オ その他公序良俗に反する行為

(3) 組織及び運営に関し次の要件を備えていること

ア 5人以上の会員で構成され、かつその半数以上が区内在住、在勤又は在学であること。

イ 団体の意思を表明する代表者を有すること。代表者は、成人の会員又は団体の活動及び運営を支援する成人の中から選任すること。

ウ 組織(※1)が確立し、規約又は会則(※2)を備えていること

エ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。(※3)

オ 団体の会員又は世話人に対して、実費以外の報酬、謝礼等が支払われていないこと。

カ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者が3分の2以上を占める団体は、成人の育成者又は指導者を有すること。

キ 既に登録を受けた他の社会教育関係団体との関係が次のいずれかに該当し、かつ、活動内容が当該団体の活動内容と同一であると認められる団体ではないこと。

(ア) 団体の構成員の7割以上が既に登録を受けた他の社会教育関係団体の会員と重複するもの

(イ) 既に登録を受けた他の社会教育関係団体の会員の7割以上の者を団体の構成員とするもの

ク 団体の目的に賛同する者であれば誰でも新たに活動に加わることができること。

(※1) 組織について

▶ 総会及び役員会を定期的に行っているもの

▶ 役員として、代表、会計及び会計監査が置かれているもの(兼務は不可)

(※2) 規約又は会則について

▶ P4「3 規約・会則」に記載の項目を全て満たすもの

(※3) 「団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。」について

▶ 経費の負担は、会員全員が平等に行うこと

▶ 会員全員に対して会計報告を行うこと(会員が15歳以下の場合はその保護者)

■ **登録要件を満たさなくなったとき、又は登録した内容が実態と相違があるときには登録を取り消すことがあります。**

社会教育関係団体として登録できない例(詳しくは大田区社会教育関係団体登録制度実施要領をご参照ください)

- ✕ 公の機関等から団体の組織・運営に関して干渉や強制を受けているもの
- ✕ 会員相互の親睦又は交流のみを行うもの
- ✕ 収益を伴う物品の販売又は役務の提供等が主な活動となっているもの
- ✕ 団体の会員又は世話人に対し、収益を分配することを活動の目的としているもの
- ✕ 講師(指導者)が中心となり、月謝(会費)・参加費などを徴収して活動するもの
- ✕ 主たる活動が、不特定多数の参加者(ビジター)から参加費を徴収する活動であるもの
- ✕ 企業、学校等特定の組織に所属している人しか入会できない同好会やクラブ活動

## 2 申請

新規登録のときは代表者の方が、申請内容の変更・登録証の再発行・登録の辞退のときは、規約又は会則に定める役員(代表者含む)が申請してください。(※)

### (1) 新規登録

- ア 大田区社会教育関係団体登録申請書(別記第1号様式)
- イ 団体の規約又は会則
- ウ 会員名簿(別記第2号様式)
- エ 会員名簿等集約表(別記第4号様式)
- オ 収支計画書
- カ [少年育成団体のみ] 世話人名簿(別記第6号様式)

### (2) 申請内容の変更

- ア 大田区社会教育関係団体変更申請書(別記第9号様式)
- イ 大田区社会教育関係団体登録証
- ウ 団体の規約又は会則(内容に変更があった場合のみ)
- エ 会員名簿及び会員名簿等集約表(年齢構成に変更があった場合のみ)
- オ [少年育成団体のみ] 世話人名簿(人数に変更があった場合のみ)

### (3) 登録証の再発行

- ア 大田区社会教育関係団体登録証再発行申請書(別記第10号様式)
- イ 大田区社会教育関係団体登録証(紛失の場合は不要)

### (4) 登録の辞退

- ア 大田区社会教育関係団体登録取下げ書(別記第11号様式)
- イ 大田区社会教育関係団体登録証

(※) 本人の氏名、住所の分かる身分証明書(運転免許証や保険証など)をお持ちください。やむを得ず本人が申請できない場合は、委任者が自署された委任状、委任者の身分証明書の写し及び代理人の身分証明書をお持ちください。委任状の記載例はP6をご覧ください。

#### 書類の書式等について

▶会員名簿等は、団体で作成している名簿を提出いただくこともできます。ただし、様式で定められた項目は、すべて記載してください。

#### 提出方法

窓口	大田区役所本庁舎6階 27 番窓口 地域力推進課生涯学習担当 受付時間:平日午前9時から午後5時まで
郵便	〒144-8621 大田区地域力推進課生涯学習担当宛て(住所の記載不要) 新しい登録証を送付するための切手付き返信用封筒を同封ください。(登録証の記載内容に変更が生じない場合や登録の辞退の場合には必要ありません)

### 3 規約・会則

団体活動を円滑に進めるには、会員全員で話し合い、基本的なルールを決める必要があります。規約・会則には、次のような項目が必要です。

項目	内容
団体名称	企業名・学校名など会員資格を制限するような名称は避け、団体を表現するのにふさわしい名称をつけます。
団体所在地	団体所在地は、区と書類がやりとりできる会員の住所を記入します。(代表者宅におく場合が多いです。)
目的 活動内容	目的を明確にすることにより、会員が共通の認識をもって活動できます。 団体の目的を実現するために、活動する内容を具体的に示します。
会員 入退会	会員は平等の権利と責任をもちます。社会教育関係団体は、その目的に賛同する人なら誰でも入会できること、退会は会員の自由意思により決められることが原則です。
役員 役割	会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。選出の方法は、総会で投票、推せんなどがあります。
経費 会計	会員の総意により平等に負担し、会員(会員が15歳以下の場合はその保護者)に報告します。
会議	総会及び役員会など、団体運営に必要な会議を定期的に設けます。
個人情報	個人情報の取得、利用、提供及び管理についての適正な運用について示します。
規約の改正	改正のルールを明確にしておきます。改正は、総会で十分話し合い、慎重に行います。
施行日	規約の取り決めを実際に実行する日を明記します。

新たに入会する方にも理解できる内容で作成し、提示して説明してください。

〇〇〇規約

第1条（団体名称及び団体所在地）

この会は、〇〇〇と称し、事務所を会長（代表者）宅におく。

第2条（目的）

この会は、\_\_\_\_\_することを目的とする。

第3条（活動内容）

この会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1)

(2)

第4条（会員及び入退会）

この会は、第2条の目的に賛同するものをもって構成する。入会・退会を希望する場合は、その旨を会長に書面または口頭で届出、受理された日から会員となり、また会員でなくなる。

第5条（役員）

この会に次の役員をおく。会長1名、会計、1名、会計監査各1名。役員は、総会に出席した会員の無記名過半数により選任され、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条（経費及び会計）

(1) この会の経費は、会費その他をもってあてる。

(2) 会費は、年(月)〇〇円とし、毎年(月)〇月〇日、またはそれまでに収めるものとする。

(3) この会の会計年度、4月1日から翌年3月31日までとする。

第7条（会議の開催）

会議は、総会・役員会とし、会長がこれを招集する。

第8条（個人情報取り扱い）

この会が、活動を行うため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

第9条（規約の改正）

この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければこれを変更することはできない。

第10条（委任）

この会の運営に関し必要な事項は、規約に反しない限り役員会の決定によるものとする。

(付則)

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

〇〇年〇月〇日 改正



【委任状の記載例】

<b>委任状</b>	
(宛先) 大田区長	年 月 日
委任者 住所 _____	<b>見</b>
氏名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日生	
私は、下記の者に、大田区社会教育関係団体登録申請と大田区社会教育関係団体登録証の受領を委任します。	
代理人 住所 _____	<b>本</b>
氏名 _____	
生年月日 _____ 年 月 日生	

委任者の氏名は、必ずご本人の直筆でお願いします。

【問い合わせ先】

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所本庁舎6階27番窓口

大田区地域未来創造部地域力推進課生涯学習担当

電話:5744-1443 FAX:5744-1518